

令和8年度スクールソーシャルワーカー派遣等業務応募要領

第1 業務名

令和8年度スクールソーシャルワーカー派遣等業務

第2 業務内容

(1) 目的

不登校やいじめ等の問題行動の未然防止と早期対応、震災をきっかけに困難な状況に置かれた児童生徒の環境改善を図るため、資格を有するスクールソーシャルワーカー（SSW）による県立学校への対応やメール及び電話相談を行うほか、教員、社会福祉士、福祉関係者の資質向上を図る研修会等を実施する。

(2) 業務内容

本業務の内容は、次のとおりとする。また、業務の仕様の詳細は、別添「業務仕様書」のとおり。

- ア スクールソーシャルワーカーによる出張相談の実施
- イ メール及び電話相談の実施
- ウ 社会福祉士、教員、福祉関係者を対象とした研修会の開催
- エ 関係機関等を構成員とする連絡協議会の開催

第3 応募要件

本業務の応募要件は、次のいずれの要件にも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは、更生手続開始の申立てがなされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (3) 岩手県からの受託業務に関し、指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体に該当しないものであること。
- (5) 県内に主たる事務所を有し、県内全域において社会福祉士によるスクールソーシャルワークを展開することが可能な者であること。
- (6) 本県の教育現場の事情に精通し、スクールソーシャルワークの実績を十分有していること。

第4 応募手続

(1) 募集期間

令和8年3月2日(月)から令和8年3月16日(月)まで

(2) 応募方法

参加意思確認書(別紙様式)1部を令和8年3月16日(月)17時00分までに、岩手県教育委

員会事務局学校教育室生徒指導担当へ持参又は郵送すること。

第5 契約予定人の選定方法

要件を満たす応募者が1者のときは、契約予定人として決定する。

第6 応募要件の無効

要件を満たさない者及びその他公募の条件に違反した者の参加意思確認書は無効とする。

第7 その他

- (1) この公募は、随意契約による相手方を選定するために行う参加者の有無を確認する手続きである。
- (2) 要件を満たす応募者が複数存在するときは、一般競争入札（総合評価方式を含む。）又は企画競争へ移行する。なお、要件を満たす応募者は、一般競争入札（総合評価方式を含む。）又は企画競争の参加者としてすることができる。
- (3) 次のいずれかの場合は、契約候補者と個別に交渉し、契約予定人としてすることができる。
 - ア 応募者に要件を満たす者がいないとき
 - イ 応募者がいないとき
- (4) 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出された参加意思確認書は、返却しない。
- (6) 募集期間以降における参加意思確認書の差し替え及び再提出は、認めない。
- (7) 公募手続の停止

令和8年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件手続について停止の措置を行うことがある。

第8 照会先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

岩手県教育委員会事務局学校教育室 生徒指導担当

TEL:019-629-6146 FAX:019-629-6144